

平成十九年二月二十日受領
答弁第六一號

内閣衆質一六六第六一號

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九三四年に外務省が編纂した「舊條約彙纂第三卷（朝鮮・琉球）」に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九三四年に外務省が編纂した「舊條約彙纂第三卷（朝鮮・琉球）」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「舊條約彙纂第三卷（朝鮮・琉球）」が作成された目的については、作成当時の経緯が明らかではなく、政府として確定的なことを述べることは困難である。

二について

千九百十年八月二十二日以前に大韓帝国が締結した条約及び協定は、各条約及び協定に規定する条件の成就等により、又は韓国併合ニ關スル條約（明治四十三年条約第四号）の発効に伴い失効したと解している。

三について

お尋ねの「琉球王国が締結した国際約束」が具体的に何を指すものか明らかではなく、政府としてお尋ねについて確定的なことを述べることは困難である。